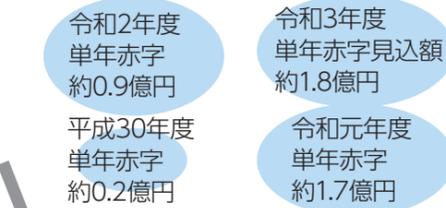




三木市国民健康保険 財政健全化計画を策定

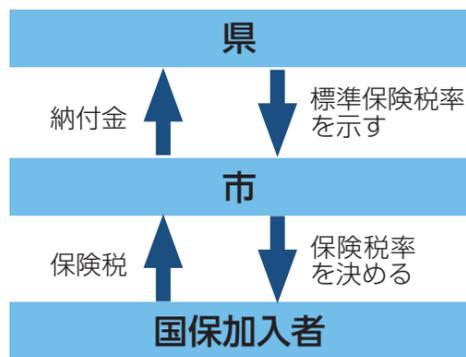
問 (市) 医療保険課 国民健康保険係

令和3年度累積赤字見込額



令和3年度累積赤字見込額
約4.6億円

▼3年連続赤字決算
定年後の継続雇用の拡大や75歳以上の方の後期高齢者医療制度加入が進んだことなどにより国保加入者が減少し、保険税収が減少しています。その結果、法定外繰入を行っても収入が足りず、平成30年度から3年連続の赤字決算となっています。令和3年度の単年赤字額は約1.8億円になると見込んでおり、累積赤字額は約4.6億円になる見込みです。



国保加入者からこの税率(標準保険税率)を集めます。

〈表1〉令和3年度標準保険税率と本市の税率の差

	本市の税率	標準保険税率	差
所得割	10.8%	13.43%	△2.63%
均等割	42,000円	57,653円	△15,653円
平等割	33,000円	37,293円	△4,293円
1人あたりの保険税額	87,000円	109,000円	△22,000円

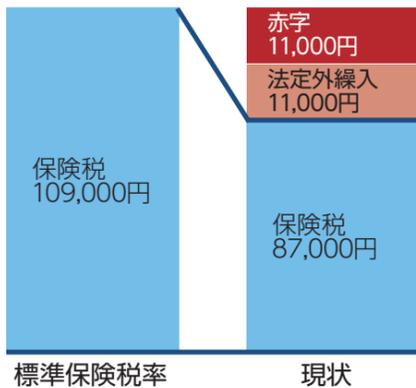


●平成30年度から国保制度は県と市が共同で運営を担うことに

国保制度は平成30年度に改正が行われ、市の運営から、県と市が共同で運営を担うこととなりました。その際、県全体で医療費などを賄うために、市は「納付金」を県に納めることになり、県は市が納付金を納めるために必要な額を標準保険税率(加入者から徴収すべき税率)で示すことになりました。

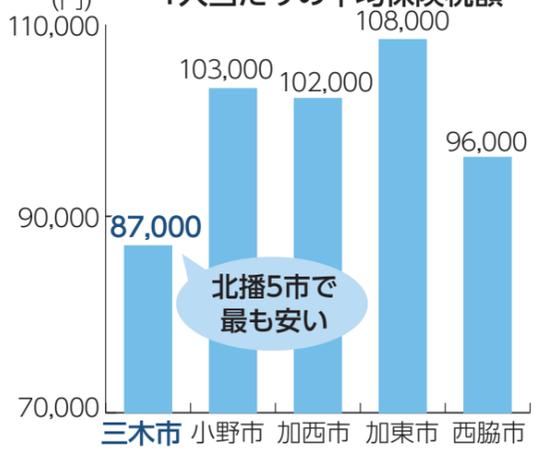
▼令和3年度1人あたり税率の現状

令和3年度の標準保険税率を適用した場合、1人あたりの保険税額は109,000円となりますが、市の1人あたりの保険税額は87,000円です。その差額22,000円が不足しています。そのうち半額は法定外繰入で補てんしますが、残りは補てんできず、赤字となる見込みです。



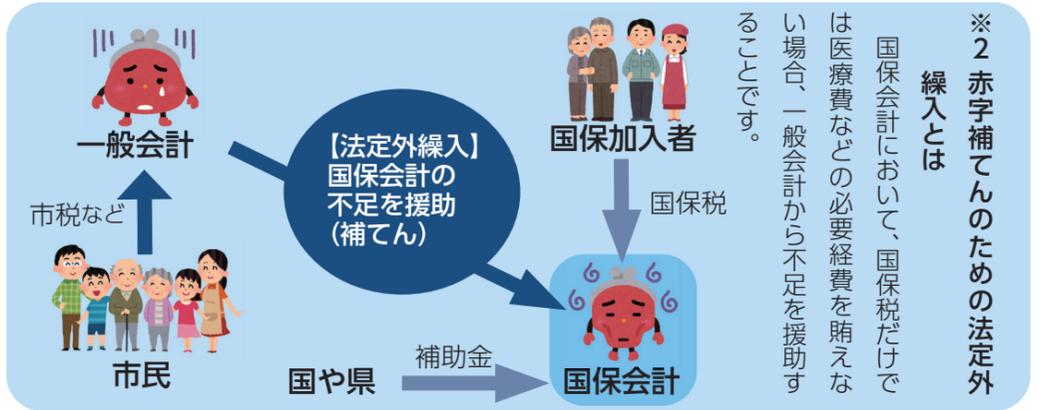
※1 (市) 国保運営協議会
国保事業の運営に関する重要な事項を審議するために、国保法に基づき設置されています。委員は、被保険者を代表する委員5人、保険医または保険薬剤師を代表する委員5人、被用者保険等保険者を代表する委員2人の17人で構成されています。

〈グラフ〉令和3年度北播5市の1人当たりの平均保険税額



市の国民健康保険特別会計(以下、「国保会計」)は平成30年度から3年連続の赤字決算が続いており、財政の健全化は喫緊の課題となっています。この度、将来にわたって安定的に国民健康保険(以下、「国保」)事業を運営できるよう、(市)国保運営協議会^{※1}に諮問し、答申を受けて、国保財政健全化計画を策定しました。その後、12月議会において本計画に基づいて提案した国保条例の改正が議決され、保険税率の改定が決定しました。今回は国保財政健全化計画についてお知らせします。

●三木市の国保税の現状
市では、平成20年度に税率改正をしてから平成30年度までの10年間、税率を据え置いてきましたが、その間も、1人あたりの医療費は増え、事業に必要なお金も増えたため、国保会計に赤字が生じていました。本来であれば、赤字が生じる時点で税率改定を行うべきでしたが、加入者の負担を軽減するため、市の政策として「一般会計から国保会計に赤字補てんのための繰入(以下、「法定外繰入^{※2}」)を行うことにより、税率を据え置いてきました。



平成21〜令和2年度の法定外繰入の累計額は約25億円にのぼります。

※2 赤字補てんのための法定外繰入とは
国保会計において、国保税だけでは医療費などの必要経費を賄えない場合、一般会計から不足を援助することです。

●令和4年度以降の国保税率の改定

「法定外繰入が無くなる分」と「単年度赤字額分」を現在の税率に上乘せすることになるため、納めていただく国保税が増えることとなりますが、「本来お支払いいただくべき額に戻す」ための改定です。

今回、令和6年度までの税率を定めましたが、国保制度を取り巻く環境に変化が生じた場合は、計画の進捗状況や計画の実効性を勘案しつつ、必要に応じ見直しを行います。



〈表2〉令和4～6年度の税率

区分		現行	改定		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基礎課税分(医療分)	所得割	6.5%	7.6%	9.0%	9.1%
	均等割	25,000円	31,000円	37,000円	38,500円
	平等割	20,000円	23,000円	25,500円	26,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.3%	2.6%	2.9%	3.0%
	均等割	9,000円	10,000円	11,500円	12,000円
	平等割	7,000円	7,500円	7,500円	8,000円
介護納付金課税分	所得割	2.0%	2.3%	2.7%	2.8%
	均等割	8,000円	11,000円	13,500円	14,000円
	平等割	6,000円	6,500円	7,000円	7,500円

所得割：世帯の所得金額に応じて算定する割合 均等割：国保加入者1人あたりの金額
平等割：1世帯あたりの金額

〈表3〉税率改定による1人あたりの負担額

区分	現行	改定		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1人あたりの税額(平均)	87,000円	102,500円	118,000円	121,000円
増率	-	17.8%	15.1%	2.5%
(普通徴収の納期回数)	8回	9回	10回	10回
1回あたりの納税額	10,875円	11,389円	11,800円	12,100円

●税率改定以外には何かするの？

国や県の補助金を多く獲得するため、「特定健診(町ぐるみ健診)」の受診率向上を図るなどの健康づくりに取り組む必要があります。「特定健診(町ぐるみ健診)」を受診することは、疾病の早期発見・早期治療につながり、健康的な生活を実現するために重要です。受診率の向上は、増え続ける医療費を少しでも抑えることや、県補助金の増額にもつながります。このため、特定健診受診料を無料とし、国保加入者の方が受診しやすい環境を整えていきます。



●今後、法定外繰入を続けることはできない？
国保税は、各市町村で所得や加入者数に応じて課税しています。県は、負担の公平性を図るため、同じ所得水準・同じ加入者構成なら県内どこでも同じ税額となることをめざしています。そのため、国や県は法定外繰入の解消を強く求めており、解消できない場合は、より厳しい財政上の措置(補助金の減額など)が講じられる可能性もあります。
また、福祉やまちづくりにあてられるための市の一般会計のお金を国保税を安くするために使うことは、税負担の公平性の観点から続けることができません。
そのため、法定外繰入は令和5年度以降行わず、赤字の解消をめざします。

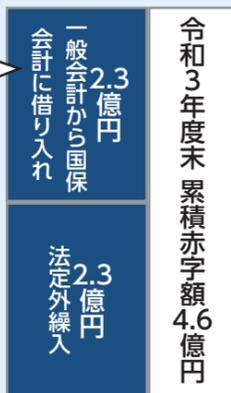
●今後の赤字解消の取組

今の状態を続けていけば、単年度収支は更に悪化し、累積赤字も増加する一方となってしまう。国保事業を将来にわたって安定的に運営できるように、次の方法により、赤字を解消します。



令和3年度以前にでた赤字の解消策

令和3年度末の累積赤字額(約4.6億円の見込み)は、一般会計と国保会計で折半することにより解消します。具体的には、急激な税率の引き上げを緩和させるため、半額の2.3億円を一般会計から法定外繰入を行い、残りの半額を一般会計から国保会計が借ります。



赤字が解消された後、10年以上の長

赤字解消後、長期にわたり返済

令和4年度にでる赤字の解消策

令和4年度に法定外繰入を行わずに収支の均衡を果すには、約30%の税率改定を行わなければならない。急激な税率の引き上げ

を緩和させるため、令和4年度に限り法定外繰入を行います。また、税率改正を行うことにより、赤字を解消します。

説明会を開催

国民健康保険財政健全化計画について、説明会を開催します。

▼日時・場所

- ・2月26日(土)
午前10時～11時
中央公民館 大ホール
- ・2月27日(日)
午前10時～11時
吉川町公民館 研修室

(両日とも同じ内容です。) 来場時にはマスクの着用をお願いいたします。また、体調が悪い場合は参加を控えてください。

